

大審院判事

梶 田

年 著

改正商法總則論

東京法文社刊行

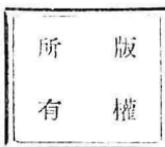
昭和十六年十月十五日初版印刷
昭和十六年十一月十日初版發行

改正商法總則論

定價五圓

著作者 梶田年

東京市小石川區春日町二丁目三番地
寺澤敬一郎



發行者 東京市小石川區東古川町十番地
渡邊一郎

發行所 東京市小石川區春日町三丁目三番地區

配給元

東京市神田區淡路町
二丁目九番地

日本出版配給株式會社

振替東京三三〇四〇番
電話小石川四九九五番

社

序　　言

我が國前古未會有の國運躍進を記念すべき皇紀二千六百年の年初から實施せられた商法中改正法律は、商法典中總則編並に會社編に根本的な改正を加へた。總則編の改正は會社編のそれの如く全面的のものではないが、商取引の基礎と爲る諸原則に觸れた改正が隨所に顯はれてゐる。例へば商人の範圍を擴大し、登記公告に公信力を與へ、商號の不正使用禁止差止の範圍を擴張し、商號と營業との關係を緊密にし、營業讓渡の場合の法律關係を調整し、營業主の責任を加重し、以て取引の安全といふことを改正の基調としてゐる。

是等の改正の結果は、商法總則の解釋理念の全般に亘つて根本的に相當の影響を與へたことは否むことは出來ぬ。從て商法總則を講ずるには、改正規定の趣旨をじつくり頭に入れて從來研究論議せられた諸問題をも更に検討して見直さねばならぬことになつた。

本書は斯かる見地から、舊來の法規と改正規定との調和的統一解釋といふことに意を注ぎながら、商法學者諸先輩の駒尾に附して、商法總論として解説すべき事項は細大となく採り上げて、思ふ所に任せ一應の解説を試みた。固より足らざる所は將來の研究努力に俟たねばならぬ

序
言

ことは勿論であるが、兎に角商法學徒乃至實務家の道標ともなり、其の研究の土臺ともなれば本懐である。

皇紀二千六百一年六月十九日

著者識

二

凡例

(一) 卷末第十二章は、財産目録に記載すべき營業財産の評價に關するもので、本來本論第九章商業帳簿の章下に織込むべきものであるが、此の部分の印刷が出來上つた後に公表せられた令規の解説であつて、而も重要なものであるから、附録として輯錄することにしたものである。

本書で用ひてゐる書類、則例其の他の名は既に次の如く。外國書類は、その用例書類は一般の用例と放ふ。

【著書】

著者書名

松本 淳治博士	著者
松波仁一郎博士	
竹田 省博士	
高窪喜八郎博士	
志田鉢太郎博士	
鳥賀陽然良博士	
片山 義勝博士	
田中耕太郎博士	
田中耕太郎博士	
青山 衆司博士	
松本 博士	總論
松波 博士	總則
竹田 博士	總論
高窪 博士	總論
志田 博士	總論
鳥賀 阳博士	要論
片山 博士	總則論
田中 博士	改正概論
田中 博士	改正概論
青山 博士	要論
青山 博士	總論
七版	名
七版	書
七版	記

凡例

三

三浦義道博士
猪股洪清博士
西本辰之助博士
寺尾元彦博士
田中誠二博士
村瀬直養學士
鈴川壽男學士
日商法改商法正商法概論初義
本商法總論七版
總論(總則)
初版

大法審院民事判決集
大法新報
略記
大法民協錄
略記
大法民協錄
略記
大法學會評雜志
略記
大法學會評雜志
略記
大法學會評雜志
略記
大法學會評雜志
略記

【其の他】

◆單純なる数字は、改正商法の條文……◆非訟又非訟法は、改正非訟事件手續法……◆商改施は、昭和十三年四月五月法律第七十
三號商法中改正法律施行法……◆商施は、明治三十三年三月九日法律第四十九號商法施行法……◆商登取手は、商業登記取扱手續
◆獨商は、獨逸商法……◆佛商は、佛蘭西商法……◆伊商は、伊太利商法

昭和年七十版 最新版

総合三編大八法書

界官學・界學・界財の致一

泉鹽原風岩穂原門森市村近
二野見村穂新季邦遇重
熊產造章世遠道郎氏閑閣下題序
熊產造章世遠道郎氏閑閣下題序
下下序下士下題序序序字字

大大大大大大大大法
審審審審審審審審院院院院博
院院院院院院院院判判判判判判事事事事事事事士

黑久勒箕日榎犬神岸細
使川河田下田九原達基長
耐益三而喜郎一巖年鑄造也更
著共

(呈進本見容内)

◆聲價愈々高まる割期的大寶典！

本書は民法・商法・刑法・總動員法は勿論改正刑法案に至る迄重要法令の全面に亘り、各條文毎に法文字句に對する説明を始め裏面に伏在する幾多の難問疑問に付判例及事例を挙げて解説を施す。

○收錄法令は重要産業團體令等十月迄の最近法令を始め、無慮四百。

○參照條文は内國法條は勿論、獨・伊を始め諸外國の參照條文をも掲げ研究者の便を計つた。

○四大判・特製インデア紙・羽二重豪華装入。堂々二千八百頁

特價十三圓

送料三元・外地七五

○內容體裁共に愈々刷新充實す！

新體制の憲法解說

高大審院判事委員犬丸

嚴著

定價一・五〇
送料一元

新體制の核心を衝き、汎ゆる巷説を反駁して皇國憲法の本體を解明した革新的憲法解說書！

新體制觀・國體觀・大臣責任論・大政翼賛會論・司法新體制論・自由主義・個人主義・全體主義・公益優先論・私有財產奉還論の批判等々清新潑刺の氣漲り興味濃々！

新體制主幹
辯護士寺澤晋

一編著

定價三・二〇
送料二元

東京市小石川春日町三ノ三
電話小石川四九九五〇四〇三

國防保安法

關係法令逐條
便覽竝釋義

文社

改正商法總則論

日本大學講師梶田

年著

A5判
定價五圓
送料二元

改正商法總則の根幹を單明したる上、汎ゆる問題を提らへて内外の判例學説を引照批判しつゝ、微に入り細を穿ちて論述したるもの。就中營業簿讀説に至りては一大論文を形成し、又最近發令の原價計算に關する新法制及會社所有株式評價に關する隨時措置令に基き、急速に原價計算及株式評價に關する詳密な解説を施したるが如き、斷然創意に基く獨歩の境地を行ぐ！特に商法總則の未だ嘗てなき巻！絶對の自信を以て學者實務家に薦む！

新體制

憲法解說

新體制

憲法解說

新體制

最新刊

法文社主幹
辯護士

寺澤音一編著

最新改訂商法審議要綱

A5版 約500頁
価格 四・五〇
送料 二二

本書は學術研究の爲め帝國議會に於ける質疑應答の要領を、逐條毎に簡明なる目次を附して、平易明快に理解し得る様編纂した限定版である。

大審院判事
高等試験委員

犬丸巖著

◇新體制下、國民必讀の書だ！

最新体制下の憲法解説

B6版
定價 一・五〇
送料 一〇

流暢平易の論調而も確乎不動の信念と毅然たる態度を以て新體制の核心を衝き、汎ゆる巷説を反駁して皇國憲法の本體を解明して餘す所なし。將に一大轉換期に直面する一億同胞に重大示唆を與ふる革新的憲法解説書！

最高法官にして憲法學者たる著者の新體制觀・國體觀・大臣責任論・大政翼賛會論・議會觀・政黨觀・行政機構論・司法新體制論・自由主義・個人主義・全體主義・公益優先論・私有財產奉還論の批判等々清新激刺の氣漲り興味駭々！

書評好行刊社文法

大審院判事
中央大學講師
高等試驗委員

犬丸巖著

送價菊版約四〇〇頁
料四二〇二

大審院判事
高等試驗委員
岸

達也著

送價新
四
料二六
版四
一五〇
〇
三〇百

新改正商法刊
保險法合規

保險法學の權威たる著者が改正商法及改正保險業法等に基き
保險法の全部門に亘り判例學說を引照しつゝ犀利なる論述を試
みられたるもの。保險法の著述翫き折柄學者實際家を裨益する
多大なるを信じ敢て江湖に推奨する。

大審院判事
日本大學講師
梶田年著

送價四
六版三料
六〇一五
頁〇六〇

好註釋改章總見會示法

商法學に令名ある著者が、透徹せる理論を以て改正商法の全面に亘つて逐條註釋を施したるもの。手取早く改正法を理解するには最適の良著として裁判所・登記所・辯護士・會社銀行等では之を備えないものはないとの云つてよい好評。

民事訴訟法に關する判例學說を一目瞭然たらしめたるを以て複雜多岐なる訴訟法の難問も即座に解決を得らん！

法曹必備の寶典！

刑事部判事として數十年の體験を有する著者が、學理と實際より斯法の要領を把握せしむべく約千に達する大審院判例判例を引用しつゝ、明快なる解説を加へたる携帶至便の書。實務家、法學生、受験生に奨む！

改正商法總則論 目次

緒論

第一章 商の觀念

◎商の觀念

一、法律上の意義

◎概括的觀念を定むることを不能となす學說……◎商觀念を定むる立法主義

二、經濟上の意義

三、商の主體

四、商の客體

五、商の種別

◎大商と小商……◎陸商と海商……◎固有商と補助商……◎自己の爲にする商と他人の爲にする商……◎營業的商と非營業的商……◎同地商と隔地商

第二章 商法の觀念 ······五

一、廣義商法 ······六

◎國內商法 ······◎商公法 ······◎商私法(狹義商法) ······◎國際商

二、狹義の商法 ······七

三、商法の性質 ······七

四、商法の特色 ······八

◎國際的統一傾向を有すること ······◎進歩的なること ······◎動的安全を保護すること ······

···◎任意性自由性を有すること ······◎責任の加重及輕減 ······◎事情裁判を認めたること

五、民商法統一に關する論爭 ······九

◎統一論の根據 ······◎統一反對論の見解 ······◎結論

第三章 商法の沿革及各國商法 ······二

一、日本商法の沿革 ······三

◎舊商法典案起草 ······◎法案審議確定 ······◎法律(舊法)公布 ······◎施行延期再延期 ······
···◎一部施行 ······◎新法典、法案起草 ······◎舊法典施行三回延期 ······◎舊法典の殘部の

一部的實施……◎新法典の成立實施……◎新法の改正……◎明治四十四年の大改正……

◎昭和十四年の大々改正……◎法典編纂前の商法規

二、諸外國の商法

【六】

- ◎舊商法（一八六一年）……◎獨新商法（一八九七年）……◎獨新商法の改正……◎佛國商法……◎西班牙商法……◎和蘭商法……◎埃及商法……◎伊太利商法……◎英國商事法……◎米國商事法……◎舊英國の商法……◎瑞西其他の商事法……◎滿洲國商事法

本論

第一編 總則

【一】

第一章 商法の法源

◎商法典の編別……◎編別の理由と特別法の制定

一、商法の法源の意義

【二】

二、商法の法源の範圍

◎商法典……◎商法附屬法令……◎商事特別法令……◎商事自治法規……◎公共團體の

條例規則……◎公共組合の規約……◎業務規程、普通保険約款……◎會社の定款……◎附合契約の約款……◎條約の商事規定……◎商事慣習法……◎成立の要件……◎慣習法の法令變更力の有無……◎慣習法成否の判断……◎判例の認めたる商事慣習法

三、條理・實驗則及判例……………六

第二章 商事適用法規の順序……………元

一、商法第一條の内容……………二九

二、商事の意義……………二九

三、商事適用法規の種類……………三〇

◎商法法源の諸法規……◎民事法規……◎民事自治法規……◎民事特別法令……◎條約

中民事規定……◎民事慣習法

四、商事適用法規の順序……………三〇

◎商事法規の適用順序……◎民事法規の適用順序……◎民商法規を通じたる適用順序……

……◎條理を含む實驗則の最後位適用

五、商法第一條と法例第二條との關係……………三三

◎商法第一條廢止論……◎商法第一條存置論

第三章 商法適用の限界(範囲)

三五

一、商法の適用事項の範囲

三六

二、時に關する商法適用の限界

三七

- ◎不適及の原則 ◎不適及の原則に對する例外 ◎商法改正規定に對する例外
- ◎其他の例外 ◎商法の週及力を認めたる理由

三、地域に關する商法の適用範囲

三八

- ◎内地 ◎樺太 ◎臺灣 ◎朝鮮 ◎關東州 ◎南洋群島 ◎沖繩 ◎

各地域間の商事法規の形式的效力を調和する共通法

四、人に關する商法の適用範囲

三九

- ◎領事裁判施行地域に於ける日本人 ◎屬人法と屬地法との抵觸の場合の準據法

第四章 商行爲に關する商法の適用範囲

四〇

一、公法人の商行爲

四一

- ◎公法人の商行爲に關する特別法令の例 ◎公法人の商行爲に適用せらるゝ商法の規

定

二、公法人の意義

◎公法人の種類 ◎公法人の商行為をなす事例

三、一方的商行為の當事者双方に對する商法の適用（商

法第三條第一項の趣旨） 四四

◎右適用の結果

四、當事者數人中の一人のみに付き商行為なる行為に對する商

法の適用（第三條第二項の趣旨） 四六

◎第三條の解釋的結論

第五章 商 人

第一節 總 說

一、商人の意義を定むる立法主義 四七

◎實質主義 ◎形式主義 ◎折衷主義

二、經濟上及他の法令に於ける商人の意義 四八

三、商人たる能力 四九

◎自然人の商人たる能力……◎私法人の商人たる能力……◎公益法人……◎社寺等……
◎法人たる相続財産……◎特別法の中間法人(非營利法人)……◎營利(社團)法人……公
法人の商人たる能力……◎國家地方公共團體……◎公共組合

四、商人の種別

◎内國商人と外國商人……◎國內商人と國際商人……◎陸商人と海商人……◎自然人商
人と法人商人……◎能力者商人と無能力者商人……◎普通商人と小商人……◎固有商人
と補助商人……◎卸商人と小賣商人……◎實質商人と擬制商人……◎商行為商人と非商
行為商人

第二節 本來の商人(商行為商人實質商人)

五七

一、本來の商人(實質商人)の意義

◎商人の要件……◎(一)商行為を爲すこと……◎商人の基礎要件たる基本的商行為……

◎(二)自己の名を以てすること……◎(三)商行為を業とすること

二、營業の意義

◎要件……◎不斷の収益を得る目的……◎繼續の意思……◎同種の營利行為

三、營業の單複と商人の數

◎營業の單複を區別する實益……◎營業の單複區別の標準

五八

六〇

六一